

足利市人権教育推進部会運営細目

第1 足利市人権教育推進本部設置要綱(以下「要綱」という。)第8条の規定に基づき、要綱第4条に定める推進部会の運営については、この細目による。

第2 各推進部会において処理する事業の大綱は、次のとおりとする。

(1) 学校教育推進部会

学校教育の全領域での人権教育の位置付けによる人権教育指導計画の策定及び実践方策に関すること。

(2) 社会教育推進部会

社会教育の各分野にわたり、人権問題の正しい理解及び認識の啓発計画の策定及び実践方策に関すること。

(3) 家庭教育推進部会

家庭における人権教育の手だて並びに学校教育及び社会教育との連携を図るための啓発計画及び実践方策に関すること。

(4) 職場教育推進部会

本市行政の全領域での人権教育の位置付けによる人権教育指導計画の策定及び実践方策に関すること。

第3 要綱第4条第3項に定める各種推進部会の構成員は、次のとおりとし、(1)～(3)の推進部会にあつてはそれぞれの機関及び団体の推薦する者、(4)の部会にあつては、それぞれの職にある者をもって構成する。ただし、本部員は、いずれかの推進部会に属するものとする。

(1) 学校教育推進部会

足利市立小中学校長会、足利市幼稚園連合会、足利市内高等学校長会及び足利市内県立学校長会、足利市保育研究会、足利市小中学校 PTA 連合会、部落解放同盟栃木県連合会足利市協議会

(2) 社会教育推進部会

足利市自治会長連絡協議会、足利市民生委員児童委員連合会、足利人権擁護委員協議会足利部会、足利市社会教育委員、足利市生涯学習推進委員会、足利市青少年育成会連絡協議会、足利市女性団体連絡協議会、部落解放同盟栃木県連合会足利市協議会、足利市内高等学校等 PTA 連絡協議会、足利市役所

(3) 家庭教育推進部会

足利市立小中学校長会、足利市幼稚園連合会、足利市保育研究会、足利市小中学校 PTA 連合会、足利市社会教育委員、足利市生涯学習推進委員会、足利市青少年育成会連絡協議会、足利市女性団体連絡協議会、部落解放同盟栃木県連合会足利市協議会、足利市役所

(4) 職場教育推進部会

庁議を構成する職員（市長、副市長及び教育長を除く。）及び総括主幹会議を構成する職員並びに人事課長

第4 各推進部会の庶務は、次の各号に掲げる課で担任する。

- (1) 学校教育推進部会 学校教育課
- (2) 社会教育推進部会 生涯学習課
- (3) 家庭教育推進部会 生涯学習課
- (4) 職場教育推進部会 人事課

2 各推進部会に書記若干名を置き、本部長が任命する。

第5 推進部会の会議の議事は、出席者の過半数をもって決する。

第6 この細目に定めのない事項は、各部会で定める。

附 則

この細目は、平成7年6月1日から施行する。

附 則

この細目は、平成11年6月1日から施行する。

附 則

この細目は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この細目は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この細目は、平成14年6月1日から施行する。

附 則

この細目は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この細目は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この細目は、平成18年4月3日から施行する。

附 則

この細目は、平成18年11月15日から施行する。

附 則

この細目は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この細目は、平成22年4月1日から施行する。